

EU-ETS の現状と今後の方向性

村井秀樹（日本大学）

GISPRI 第2回委員会（2013年2月13日）での報告内容は、以下のとおりである。

I. 問題意識

今回の報告の問題意識は、下記の4点である。

1. 独自にEU-ETSを進めるEUの施策目的は何か。
2. EU-ETSの現状はどうか。（EU市場、排出クレジットの価格の動向等）
3. EU-ETSの会計処理基準はどうか。
4. EU-ETSとCDSB（CDP）、IIRC、IASBの関連性はどうか。

この4点について、明らかにしていきたい。

II. EU-ETSの現状を見る

（「排出量インサイト」<<http://www.ets-japan.jp>>等からの知見）

- ① 2013年1月24日に、EU-ETSとオーストラリア国内ETSとのリンク勧告がなされた。これによって、2018年7月1日を目途に両制度の完全リンクが図られることになった。
- ② EU-ETSの世界全体から見た市場規模は、総量ベースで全取引総量の76%、金額ベースでは全取引金額の83%を占めている。
- ③ EU-ETSは第1フェーズ（2005年から2007年）、第2フェーズ（2008年から2012年）を終え、第3フェーズ（2013年から2020年）をスタートさせた。第3フェーズの数値目標は下記の通りである。2020年目標として、2005年比で-21%、これは毎年1.74%ずつの削減となる。無償割当方式から順次、オークション方式へと移行する。これまで規制対象外であった、アルミ、化学、航空部門も規制対象となる。課徴金（ペナルティー）は、第1フェーズで40ユーロ、第2フェーズで100ユーロであった。第3フェーズでは、100ユーロを消費者物価指数によって毎年スライドさせる方式を採用している。このように、無償割当を一部企業のみ適用とし、ほとんどをオークション方式に移行するため、実質的に「環境税」導入と同じ効果をもつ。
- ④ 京都議定書では、EUの削減目標は1990年比マイナス8%である。EU加盟国各国は1998年に制定されたEU Burden Sharing Agreementに基づき、NAPに従って国から国内対象企業に割当をする。
- ⑤ EU-ETS第2フェーズの割当方法は、基準年度排出量×一定の係数であった。
- ⑥ EU-ETS第3フェーズの特徴は、無償割当からオークションによる有償割当への移行である。ただし、カーボン・リーケージ産業は、ベンチマーク方式による無償割当方法を温存することになった。このオークション比率であるが、2013年20%、2020年70%、2027年100%である。このようにオークション比率は、年々引き上げられ、2027年にはそのすべてがオークションによる有償割

当となる。

- ⑦ EU-ETS 市場であるが、ロンドンにある ICE が EU-ETS での取引量の 92%の市場占有率を占めている。このように、イギリスが排出量市場のイニシアティブを握っている。このことは、次に述べる英国の国家戦略とも関わっている。
- ⑧ 排出権価格の推移であるが、EUA の価格は、€7.43/t-CO₂ から €4.79/t-CO₂ にまで下落している(2012年12月20日現時点)。ちなみに、京都クレジットである CER は わずか€0.4/t-CO₂ であり、排出量取引は EU 域内のみ成立し、国際市場では成立していない。
- ⑨ 国際的な排出権価格の下落は、リーマン・ショック以降の経済停滞により CO₂ の排出が減ったことに起因している。これにより、国際的にクレジット価格の下落をもたらし、グリーン投資への削減インセンティブを低下させた。ただし、EU は第 2 約束期間に参加しており、EU-ETS も第 3 フェーズは 2013 年から 2020 年と第 2 約束期間に合わせている。
- ⑩ 世銀は EU-ETS に対して 4 つの懸念を持っている。すなわち、①排出権価格のボラティリティーが高い、②排出枠が有効に使用されたのか、③炭素リーケージ、④ボラティリティーの解消のための政府介入の疑問である。この 4 つの懸念を解決するためには、適正なクレジット価格を維持することが必要である。
- ⑪ イギリスでは、かつて UK-ETS (2002 年～2006 年) が試験的に稼働していた。これは自主参加型の国内 ETS であり、これは EU-ETS までのトライアルであった。わが国の JVETS も同様な制度である。
- ⑫ CRC (英国炭素削減コミットメント) は 2010 年 4 月 1 日から開始した。これは、エネルギー非集約型の大型商業・公共部門の C&T スキームである。同日、東京都の排出量取引がスタートし、その内容は、目標、手段等で類似している。

III. 英国の国家戦略を考える

『これからのエネルギーと温暖化対策を考える～英国が目指す低炭素への道～』

駐日英国大使館 2012 年 9 月 参照)

- ① 英国は、今後の低炭素社会の「グローバルリーダー」になることを望んでいる。リーダーになれば、グリーン経済・貿易、エネルギー分野からの利益を得ることができるが、「フォロワー」になればこのような利益を喪失するリスクが発生する。このように、英国は国家戦略、目標として明確に低炭素社会の「リーダー」になるべく努力をすると掲げている。
- ② 英国のスターン氏が公表したスターン・レビュー(2006 年)では、もしも平均気温の上昇が 2 度を超えたならば、その対策費用が膨大になると警鐘をならしている。さらに、2～3 度上昇の場合には、植物種ならびに動物種の 20～30%が絶滅するとの予測を出している。

(補足説明)

問題解決には、人為起源の GHG、特に CO₂ の総量と濃度の急激な上昇を抑えることである。植生は、降水量と気温で決定される。植生が変わると、草食・

肉食動物の生態系も変化する。ちなみに、太古からこれまで約1～2度の気候変動の幅は1000年かかっていたが、近年の過去100年で0.74度も地球の平均気温が上昇している。だからこそ、温暖化を食い止めなければならないのである。

- ③ 英国の気候変動法（2008年）では、バックキャスティングで温暖化に対応している。すなわち、2050年に80%のGHGの削減をするために、2025年では50%、2020年では34%の削減目標を定めている。
- ④ そのロードマップとして、具体的な施策を提示している。カーボン・バジェット（排出上限）、EU-ETS、電力市場改革、FIT、カーボン・ディール計画（建物の断熱改善によるエネルギー効率の向上）、世界初のグリーン投資銀行の設立（2012年）等を基軸として着々と進めている。

IV. カーボンディスクロージャーから統合報告への動き

- ① 現在、様々な排出クレジットが種々の制度によって創出されている。このクレジットは無体物という特徴をもっているがゆえに、その可視化が重要である。さらに、クレジットの検証問題、品質保証、互換性等が重要な問題になる。
- ② カーボンリスクの情報は、今後ますます、非財務情報（特にESG情報）の一部としてその重要性を増すであろう。カーボン情報は、SECガイダンス（2010年2月、レギュレーションS-K）でその情報開示が求められた。しかし、この情報は公認会計士の監査を受けない。いずれにせよ、カーボンマネジメントの構築には、カーボン会計のインフラが必要不可欠である。
- ③ 欧州では、2003年に会社法現代化指令によって、非財務情報のKPIsの記載が求められた。英国では、会社法（2006年）、気候変動法（2008年11月）が規定され、英国・ロンドンに本部を置くCDPは、CDSBフレームワーク（2010年10月）を公表している。さらに、オランダに本部を置くIIRC（2010年8月設立）は、財務情報と非財務情報（特にESG情報）の開示を求めた統合報告書の作成・開示を求めている。ただし、各国の法的な財務報告制度との関連でその開示の範囲と記載箇所をどうするのかは、現在議論の途上である。
- ④ したがって、排出クレジットの価格が排出権市場の存立自体に大きな影響を及ぼすことから、排出権の会計処理基準の整備が改めて必要であることを再認識すべきである。国際的な排出権の会計基準の議論を再開し、基準書を公表することが望まれる。（国際財務報告解釈委員会(IFRIC)の「解釈指針第3号 排出権」（2004年12月）が2005年5月に撤回されてから、新しい国際的な会計基準は公表されていない。）

（補足説明）

これまでの排出権会計基準の変遷をまとめると、下記のようなになる。

- ① アメリカ連邦エネルギー規制委員会のSO₂排出権取引の会計処理（1993年3月）
- ② PwC（プライスウォーターハウス・コーパーズ）とEPE(Enterprise pour l'

Environnement) の報告書, *Options for the Accounting Recognition of Greenhouse Gas Emission Rights: French GAAP and IAS*, (2002年2月)

- ③ IETA (国際排出権取引協会)、イギリス排出権取引グループ、デロイト・トウシュ監査法人、Discussion Paper, *Accounting for carbon under the UK Emissions Trading Scheme*, (2002年5月)
- ④ 企業会計基準委員会 (ASBJ) 「実務対応報告第15号 排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(2004年11月、改正2006年7月)、2009年4月10日に実務対応報告公開草案第31号 (実務対応報告第15号の改正案) 「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い (案)」を公表し、パブリックコメントの募集(2009年5月11日)を行った。2009年6月23日、実務対応報告第15号として公表。
- ⑤ 国際財務報告解釈委員会 (IFRIC) の「解釈指針第3号 排出権」(2004年12月、2005年5月撤回)
- ⑥ 環境省「排出削減クレジットにかかる会計処理検討調査事業」(2007年3月)
- ⑦ 東京都「総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的考え方」(2010年8月)